

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 7 月 30 日 (火) 第 9 1 2 3 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の役員の就退任 (163) (東部農林事務所) 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (164) (治山砂防課) 2
	開発行為に関する工事の完了 (165) (西部総合事務所生活環境局) 3
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (2件) (警察本部生活環境課) 3

告 示

鳥取県告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年7月30日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 誠	鳥取市江津638
〃	浜 橋 謙 二	鳥取市江津685
〃	村 上 力	鳥取市江津1287
〃	新 田 一 郎	鳥取市江津679
〃	魚 崎 勇	鳥取市江津610
監 事	青 木 充 宏	鳥取市江津668
〃	松 浦 典 慶	鳥取市江津631

平成31年4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 誠	鳥取市江津638
〃	浜 橋 謙 二	鳥取市江津685
〃	村 上 力	鳥取市江津1287
〃	新 田 一 郎	鳥取市江津679
〃	魚 崎 勇	鳥取市江津610
監 事	青 木 充 宏	鳥取市江津668
〃	松 浦 典 慶	鳥取市江津631

平成31年4月13日就任 任期2年

鳥取県告示第164号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

宮谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ直線に囲まれた区域（鳥取市宮谷字岡谷554、555及び556を除く。）

土 地	標 柱
鳥取市宮谷字井手川尻353-2	1号
鳥取市宮谷字清水ノ上560	2号
鳥取市宮谷字岡谷557	3号
鳥取市宮谷字岡谷554	4号
鳥取市宮谷字上ノ山568	5号
鳥取市宮谷字上ノ山574	6号

鳥取市宮谷字上ノ山573	7号
鳥取市宮谷字竹ノ下232	8号
鳥取市宮谷字竹ノ下241-3	9号
鳥取市宮谷字竹ノ下251-1	10号
鳥取市宮谷字上土居265	11号
鳥取市宮谷字下土居275-3地先道路敷	12号
鳥取市宮谷字井手川尻366-5	13号

鳥取県告示第165号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年7月30日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成31年2月1日 鳥取県指令第201800289825号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字下小堀
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西福原五丁目7-5
前田 勇希、前田 友香

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和元年7月30日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
令和元年10月30日（水）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
令和元年11月28日（木）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
 - (1) 学科試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室
 - (2) 実技試験
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。

- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
 - 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
 - 令和元年9月30日(月)から同年10月4日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 検定申請書の提出先等
 - 次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)
 - なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
 - 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
 - (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
 - 検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課(電話0857-23-0110)にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年國家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和元年7月30日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
 - 雑踏警備業務 2級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和元年10月30日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和元年11月29日（金）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 6階第36会議室

(2) 実技試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和元年9月30日（月）から同年10月4日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）

にすること。